

板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱

(昭和 55 年 5 月 31 日 区長決定)

(設置)

第 1 条 地域住民の相互の交流及び自主的活動の場を提供し、もって、住民福祉の向上を図るため、区民集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第 2 条 集会所の名称及び位置並びに当該集会所の管理地域センターは、別表第 1 のとおりとする。

(利用することができる者)

第 3 条 集会所を利用することができる者は、代表者及びその団体を構成する者 1 名以上が次の各号のいずれかに該当する団体、次の各号のいずれかに該当する個人（音楽練習室を利用する場合に限る。）その他区長が必要と認める団体とする。

- (1) 板橋区内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者

(一般の利用に供しない日)

第 4 条 集会所は、次に掲げる日は一般の利用に供しない。

- (1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- (2) 区長が別に臨時に定める日

(利用時間)

第 5 条 集会所の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者登録の方法等)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定に該当する者は、東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則（平成 10 年板橋区規則第 49 号。以下「システム規則」という。）第 5 条の規定により集会所を利用するための利用者登録を申請することができる。

2 区長は、システム規則第 6 条第 2 項の規定により利用者登録を行ったときは、申請者に対して利用者カードを交付する。

3 利用者登録の申請は、次の各号に掲げる施設において受け付ける。

- (1) 地域センター
- (2) 舟渡ホール
- (3) 区民文化部地域振興課
- (4) 文化会館
- (5) グリーンホール
- (6) 小豆沢体育館
- (7) 赤塚体育館
- (8) 植村記念加賀スポーツセンター
- (9) 上板橋体育館
- (10) 高島平温水プール
- (11) ハイライフプラザ
- (12) リサイクルプラザ
- (13) 企業活性化センター
- (14) エコポリスセンター
- (15) グリーンカレッジホール
- (16) ものづくり研究開発連携センター

(利用者登録の確認)

第7条 前条の規定により利用者登録をしようとする者は、代表者及びその団体を構成するもの1名以上が第3条第1項各号のいずれかの者であることが確認できる書類を提示するものとする。この場合において、第3条第1項第1号に該当する者については第1号に掲げる書類のうちいずれかのものを、第3条第1項第2号に該当する者については第1号に掲げる書類のうちいずれかのもの及び第2号に掲げる書類のうちいずれかのものを、第3条第1項第3号に該当する者については第1号に掲げる書類のうちいずれかのもの及び第3号に掲げる書類のうちいずれかのものを提示しなければならない。

(1) 本人であること及び区内で住所を有することを証する書類

- (ア) マイナンバーカード
- (イ) 運転免許証
- (ウ) 運転経歴証明書
- (エ) パスポート
- (オ) 在留カード
- (カ) 健康保険資格確認書
- (キ) 住民基本台帳カード（写真付き）
- (ク) 住民票
- (ケ) 身体障害者手帳
- (コ) 年金手帳
- (サ) その他区長が適当と認めた書類

(2) 区内の事務所又は事業所に勤務することを証する書類

- (ア) 社員証
- (イ) 在勤証明書
- (ウ) その他区長が適当と認めた書類

(3) 区内の学校に在学することを証する書類

- (ア) 学生証
- (イ) その他区長が適当と認めた書類

(利用者登録の変更)

第8条 システム規則第9条に規定する登録事項の変更の届出を行おうとする者は、利用者カードを持参し、変更する事項に応じて前条各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(利用申請の手続)

第9条 集会所の利用申請は、別記第1号様式（甲又は乙）の申請書を区長に提出し、又はシステム規則で定める申請システムを利用して行わなければならない。ただし、区長が必要と認めるときは、はがき参加票を区長に提出することにより利用申請を行うことができる。

2 前項の利用申請は、利用しようとする日の3月前の日の属する月の24日から地域センターで受け付ける。（申請システムは除く。）ただし、当日が東京都板橋区立地域センター条例（平成17年板橋区条例第10号）第4条に定める休業日（以下「休業日」という。）又は、東京都板橋区立地域センター条例施行規則（平成17年板橋区規則第19号）第2条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休業日又は休日でない日から受け付ける。

3 第1項の申請による利用申請の受付の際、同時に2以上の申請者があるときは、次条に定める抽選による方法により申請の順序を定めてこれを受け付ける。ただし、区長は、申請に係る施設を利用させることが板橋区（以下「区」という。）の行政目的を達成するため特に必要があると認めるときは、当該申請を他の申請より先に受け付けることができる。

4 前項に規定する抽選から当該抽選を行った月の最終業務日までは管理地域センターでのみ受け付けし、当該抽選を行った翌月の第1業務日以降は管理地域センターに加えて施設システムを設置している施設（指定管理者が管理しているものを除く。）及び申請システムにおいても受け付ける。

5 第1項の申請による利用申請の受付時間は、休業日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

- 6 申請の受付は、施設システムを設置している施設（指定管理者が管理しているものを除く。）にあっては利用日の3業務日前までとし、申請システムにあっては利用日の4業務日前までとする。
- 7 区長は、第1項の規定による申請があった場合において、利用を承認したときは、別記第2号様式の承認書を申請者に交付する。ただし、申請システムの場合は、承認書の交付を省略することができる。
- 8 区長は前項の規定にかかわらず、業務上必要があると認めるときは受付日を変更することができる。

（抽選による申請の受付）

第10条 前条第3項の規定による抽選（以下「抽選」という。）による施設の申請の受付は、毎月24日（その日が休業日又は休日に当たるときは、その直前の業務日）に当該施設を管理する地域センターの指定した場所及び時間において行うものとする。

- 2 前条第1項ただし書のはがき参加票による利用申請者は、地域センターを利用しようとする月の3か月前の18日までに管理地域センターに当該はがき参加票を送達させることにより、抽選に参加することができる。
- 3 抽選の方法その他抽選をするにあたり必要な事項は、当該抽選をしようとする各地域センターの定めるところによる。
- 4 はがき参加票による利用申請を行った者の抽選結果の取扱いは、次条第3項及び第4項の規定を準用する。

（仮予約申請の手続）

第11条 施設の仮予約の申請（以下「仮予約申請」という。）の受付は、施設システムを設置している施設（指定管理者が管理しているものを除く。）にあっては利用日の3業務日前まで、申請システムにあっては利用日の4業務日前まですることができる。

- 2 仮予約申請をすることができる日数は、1施設1日を単位とし5日を限度とする。
- 3 仮予約申請の有効期限は、仮予約申請をした日の翌日から起算して5業務日を経過した日、又は第1項に規定する日のいずれかのうち、先に到達した日までとする。
- 4 前項の規定による仮予約申請の有効期限内に、施設において使用料を納付して利用申請が完了しないときは、当該有効期限の満了をもって、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、口座登録をしている者が仮予約申請をしている場合であって、当該仮予約申請の有効期限が満了したときは、利用申請手続きが完了したものとみなす。
- 5 区長は、仮予約申請を受け付けたときは、仮予約申請をした者に対し、施設システムによる場合にあっては仮予約受付票を、申請システムによる場合にあっては仮予約番号を交付する。
- 6 口座登録をしていない者が仮予約申請をしている場合であって、当該者が利用申請をしようとするときは、地域センター又は区民文化部地域振興課に仮予約受付票を提出し、又は利用者カードを提示するものとする。

（利用申請の不承認）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の利用承認をしない。

- (1) 営利行為（物品等の販売、インターネットへの動画の投稿又はインターネットを通じた放送による広告収入を目的とする行為、実費以上の会費を徴収して行う講習会その他これらに類する行為をいう。）をしようとするとき。
- (2) 寄付又は募金をしようとするとき。
- (3) 近隣の迷惑となる行為をしようとするとき。
- (4) 16歳未満の者であって義務教育を修了していないもののみで利用しようとするとき。
- (5) その他、区長が施設の設置目的になじまないと認める行為をしようとするとき。

（利用権の譲渡禁止等）

第13条 利用者は、集会所を利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外の目的のために利用してはならない。

（現状変更等の禁止）

第14条 利用者は、集会所に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承

認を受けたときは、この限りでない。

(利用上の注意事項)

第 15 条 利用者は、第 13 条及び第 14 条の規定により、施設を利用するに当たり、次に掲げる事項の内容を遵守しなければならない。

- (1) 施設の管理者の承諾を得ずに当該施設に掲示物を張らないこと。
- (2) 施設の管理者の承諾を得ずに当該施設の壁又は床にテープを張らないこと。
- (3) ごみを持ち帰ること。

(利用承認の取消等)

第 16 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第 12 条から第 15 条のいずれかの規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により集会所の利用ができないとき。
- (3) 工事その他の都合により、区長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、集会所の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止させられたときも、同様とする。

2 前条の規定により施設を原状に回復したときは、当該施設の管理者に施設利用確認書を提出しなければならない。

(利用承認の変更)

第 18 条 集会所の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用承認の内容を変更しようとするときは、利用承認書（申請システムで承認を受けた者にあつては、利用者カード）を持参して、別記第 3 号様式の申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、既に利用日の変更の承認を受けた利用者は、当該利用の承認に係る再度の利用日の変更の申請をすることができない。

2 前項に規定する利用承認の変更申請は、変更前利用日の 3 業務日前まで地域センター及び区民文化部地域振興課において受け付ける。

3 利用承認の内容の変更ができる範囲及び取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設の利用日の変更は、変更後の利用日を、当該変更を申請した時点において利用申請することができる日とするときに限り行うことができる。
- (2) 利用する施設の変更は、変更後の施設を、別表第 1 に掲げる施設とするときに限り行うことができる。
- (3) 利用承認の変更により利用料が増額となったときは、その差額を徴収し、利用料が減額となったときは、その差額は還付しない。

4 区長は、前項に規定する変更を承認したときは、別記第 4 号様式の承認書を申請者に交付する。

(利用料)

第 19 条 利用者は、別表第 2 に定める額の利用料を区長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の利用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料の減免)

第 20 条 前条第 2 項の規定に基づき利用料を減免する場合とその割合は次に掲げるとおりとする。

- (1) 区が行政目的のために利用する場合 10 割
- (2) 区以外の官公署が行政目的のために利用する場合 5 割
- (3) 公共的団体（区長が認めたものに限る。）が公共の利益を図るために利用する場合 3 割
- (4) 区立学校（幼稚園を除く。）が教育目的のために利用する場合 10 割
- (5) 区内の幼稚園、保育園、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合 5 割
- (6) 区内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（区立学校及び幼稚園を除く。）が教育目的のために利用する場合 3 割

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い利用時間制限を設定する場合（該当時間区分の施設使用料）
5割（ただし、利用時間の制限が1時間未満の場合は、10割の施設使用料を徴収する。）

(8) その他区長が必要と認める場合 区長がその都度定める額

2 利用料の減額又は免除の申請を受けようとする者は、地域センター及び区民文化部地域振興課において、第9条第1項の申請書による利用申請を行うものとし、その際に別記第5号様式の申請書により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額又は免除の事由を証明すべき書類の提出を求めることができる。

（口座振替納付者の減免）

第21条 前条のほか、利用者で、口座振替の方法により利用料を納付する者が、次条第1項各号のいずれかに該当する場合は、区長は、当該各号に定める額に相当する額を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書に利用者カードを添えて区長に申請しなければならない。

3 前項の場合において、使用料の減額を受けようとする者は、申請の際、次条第1項第4号に定める額に相当する額を減額した使用料を納付しなければならない。

4 第1項及び前項の規定の適用については、次条第1項各号中「既納の使用料」とあるのは、「納付すべき使用料」とする。

（利用料の還付）

第22条 第19条第3項の規定により利用料の全部又は一部を還付することができる特別の理由及び還付金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第16条第2号及び第3号の規定に基づき利用の承認を取り消した場合 既納の利用料の全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、利用者の責任によらない理由で利用ができなくなった場合 既納の利用料の全額

(3) 利用日の10日前の日（この日が休業日又は休日に当たるときは、その直後の休業日又は休日でない日）までに別記第6号様式の届出により利用の辞退を申し出た場合で、区長がこれを承認した場合 既納の利用料の5割相当額

(4) 区長が特に理由があると認めた場合 区長が定める額

（適格請求書の交付）

第23条 区長は、利用者から消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項の規定による適格請求書の交付の求めがあったときは、適格請求書（別記第7号様式又は第8号様式）を当該利用者に交付する。

（利用者の責務）

第24条 利用者は、集会所を利用するにあたっては、利用承認書又は利用変更等承認書若しくは利用者カードを提示しなければならない。

2 施設を利用するにあたっての準備及び利用終了後の施設の原状回復は、承認された利用時間内に行わなければならない。

3 前2項のほか、利用者は、区長が集会所の管理上必要な指示をしたときは、これに従って利用しなければならない。

（損害賠償の義務）

第25条 集会所に損害を与えた利用者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認められるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（委 任）

第26条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年6月1日以降に利用するものから適用する。

2 この要綱は、いこいの家の夜間開放集会施設の使用管理について準用する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和５６年１２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和５９年４月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和５９年７月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和５９年１２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６０年４月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６０年５月１日から実施する。

ただし、使用料の改正は、昭和６０年６月１日から実施することとし、実施の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６０年１２月１４日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６１年３月２１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６２年１月２８日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６２年３月２０日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６２年４月２５日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６２年１２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６３年１月４日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６３年４月６日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６３年６月１１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和６３年１２月２４日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成元年４月８日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成３年１月１６日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成３年３月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成３年５月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成４年３月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成４年１０月１５日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成５年３月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成５年４月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成６年３月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成６年４月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成６年９月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成６年１２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成８年３月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成８年６月６日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成８年１２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成９年１０月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１０年１０月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１１年３月１６日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１２年９月１３日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１３年２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１３年４月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１４年２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１５年４月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１７年１月１日から実施する。

この要綱の実施の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１７年４月１日から実施する。

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の板橋区国民集会所の設置及び管理に関する要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱の一部改正は、平成１８年４月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成２０年２月１日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 25 年 1 月 1 日から実施する。

この要綱による改正後の板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、平成 25 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る利用料について適用し、施行日前に受理された利用申請に係る利用料及び基準日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 12 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 29 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 29 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 30 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和元年 5 月 17 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

2 板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱施行細則は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この要綱による改正後の板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱別表第 1 及び第 2 に規定する集会所の施行日以後の利用に係る申請、承認、利用料の納付その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

ただし、別表第 2 の改正及び付則第 3 項の規定は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の実施の際、現に健康保険被保険者証（以下、「健康保険証」という。）が交付されている者に対する本人確認については、当該健康保険証の有効期間（当該有効期間が令和 7 年 12 月 2 日以後の日に到来する場合は、令和 7 年 12 月 1 日）が到来するまでの間は、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱別表第 2 の規定は、令和 7 年 1 月 1 日（以下、「使用料改正施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和 7 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る利用料について適用し、使用料改正施行日前に受理された利用申請に係る利用料及び基準日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は、令和7年3月1日から実施する。

別表第1

名 称	位 置	管理地域センター
下板橋駅前集会所	板橋2-3-1	板橋地域センター
板橋四丁目集会所	板橋4-6-1 板橋スカイプラザ2階	
大山東集会所	大山東町8-7	熊野地域センター
中丸集会所	中丸町27-11	
仲宿集会所	仲宿3-1	仲宿地域センター
栄町集会所	栄町23-4	
板橋交通公園内集会所	大山西町21-1	仲町地域センター
幸町集会所	幸町3-7	
弥生集会所	弥生町16-2	
本町集会所	本町20-5	富士見地域センター
大和集会所	大和町26-3	
小茂根一丁目集会所	小茂根1-6-2	大谷口地域センター
大谷口北町集会所	大谷口北町87-1	
水久保公園内集会所	常盤台3-15-4	常盤台地域センター
七軒家集会所	上板橋2-38-3	
常盤台集会所	常盤台1-21-20	
南常盤台一丁目集会所	南常盤台1-16-8	
本蓮沼公園内集会所	蓮沼町27-10	清水地域センター
清水町集会所	清水町13-11	
清水町第二集会所	清水町72-7	
志村城山公園内集会所	志村2-17-1	志村坂上地域センター
小豆沢集会所	小豆沢1-20-17	
西徳第二公園内集会所	西台3-42-1	中台地域センター
中台三丁目集会所	中台3-27-4	
西台三丁目集会所	西台3-14-12	
中台二丁目集会所	中台2-43-20	
西台集会所	西台4-4-37	
蓮根集会所	蓮根3-15-1-102	蓮根地域センター
坂下二丁目集会所	坂下2-1-3	
見次公園内集会所	前野町4-59-1	前野地域センター
富士見台集会所	前野町1-8-1	
前野町六丁目集会所	前野町6-10-7	
緑ヶ丘第二公園内集会所	桜川2-18-1	桜川地域センター
上板橋健康福祉センター内集会所	桜川3-18-6	
東山公園内集会所	東山町52-8	
赤塚新町光が丘集会所	赤塚新町3-35-13	下赤塚地域センター
下赤塚駅前集会所	赤塚1-7-2	
赤塚六丁目集会所	赤塚6-30-1	

赤塚七丁目集会所	赤塚7-15-12	成増地域センター
四葉集会所	四葉2-9-16	
三園一丁目集会所	三園1-36-6	
成増三丁目集会所	成増3-34-21	
赤塚高台集会所	成増3-6-19	
西徳第一公園内集会所	徳丸1-42-1	徳丸地域センター
徳丸五丁目集会所	徳丸5-32-8	
徳丸ヶ丘公園内集会所	徳丸6-27-11	
徳丸石川集会所	徳丸5-6-4	
徳丸三丁目集会所	徳丸3-22-11	
高島平一丁目集会所	高島平1-7-1	高島平地域センター
高島平一丁目第三公園内集会所	高島平1-51-1	
高島平二丁目集会所	高島平2-25-4	
高島平四丁目集会所	高島平4-21-2	
高島平七丁目公園内集会所	高島平7-9-1	
徳丸ヶ原公園内集会所	高島平8-24-1	
高島平九丁目集会所	高島平9-3-1	
新河岸一丁目集会所	新河岸1-3-2-102	
新河岸公園内集会所	新河岸3-9-1	

別表第 2

利用区分 種 別		午 前 午前 9 時から 正午まで	午 後 午後 1 時から 午後 5 時まで	夜 間 午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで
20 畳未満の 集 会 所	和室	(1 室につき)	(1 室につき)	(1 室につき)
	洋室	4 0 0 円	7 0 0 円	6 0 0 円
20 畳以上 40 畳未満の集会 所	和室	(1 室につき)	(1 室につき)	(1 室につき)
	洋室	6 0 0 円	8 0 0 円	7 0 0 円
40 畳以上の 集 会 所	和室	(1 室につき)	(1 室につき)	(1 室につき)
	洋室	1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 4 0 0 円
音 楽 練 習 室		5 0 0 円	7 0 0 円	6 0 0 円

備 考

- 1 室に舞台が付属している場合は、此の舞台部分の面積を 1 室の面積に含むものとする。
- 2 舞台及び洋室の畳数は、それぞれの広さの面積を、1 畳当たりの面積で除して畳数に換算したものと
する。
- 3 施設の間仕切りをはずし、2 室を 1 室にして利用する場合の使用料は、2 室分の使用料の相当額とす
る。

(第9条関係)

(あて先) 板橋区長

予約番号

年 月 日		利用施設					
利 用 者		利用者番号		利用者種別			
		氏名（団体の場合は名称と代表者名）					
		住所（団体の場合は所在地）				TEL	
		電子メールアドレス					
申 請 者							
内 容							
利 用 日 時		施 設 名 称		人 数	加 算 額	使 用 料	
基本使用料							
利用日	施 設 名 称	付 帯 設 備	午 前	午 後	夜 間	単 価	使 用 料
入場料	(1 人 円)	種 目					
	使用料小計	使用料減免	差引使用料	既納額		差引額	
施設							
付帯							
使用料合計		円					
本日、来所した方の署名			行事名や具体的な利用目的を記載してください。				
住所 _____							
氏名 _____							
電話 _____							
取扱者名：							

利用承認書

下記の通り利用を承認します。

板橋区長

予約番号

年 月 日	利用施設						
利 用 者	利用者番号				利用者種別		
	氏名（団体の場合は名称と代表者名）						
申 請 者							
内 容							
利 用 日 時		施 設 名 称			人数	加算額	使用料
基本使用料							
利用日	施 設 名 称	付 帯 設 備	午 前	午 後	夜 間	単 価	使 用 料
入場料	(1 人 円)	種目					
	使用料小計	使用料減免	差引使用料	既納額	差引額		
施設							
付帯							
使用料合計		円					

領 収 書

予約番号
年 月 日

様

円

として上記金額を領収しました。

板橋区出納員

利用変更等申請書

（あて先）板橋区長
下記の通り申請します。
予約番号

年 月 日		利用施設															
利 用 者		利用者番号		利用者種別													
		氏名（団体の場合は名称と代表者名）															
		住所（団体の場合は所在地）				TEL											
		電子メールアドレス															
申 請 者																	
内 容																	
利 用 日 時		施 設 名 称		人数	加算額	使用料	還付率	還付額	備考								
基本使用料																	
利用日	施 設 名 称	付 帯 設 備		午 前	午 後	夜 間	単 価	使 用 料									
入場料	(1人 円)	種目															
使用料小計		使用料減免		差引使用料		既納額		差引額									
施設																	
付帯																	
使用料合計		円															
本日、来所した方の署名				行事名や具体的な利用目的を記載してください。													
住所 _____																	
氏名 _____																	
電話 _____																	
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																	
取扱者名：																	

利用変更等承認書

下記の通り利用を承認します。

板橋区長

予約番号

年 月 日	利用施設							
利 用 者	利用者番号				利用者種別			
	氏名（団体の場合は名称と代表者名）							
申 請 者								
内 容								
利 用 日 時	施 設 名 称		人数	加算額	使用料	還付率	還付額	備考
基本使用料								
利用日	施 設 名 称	付 帯 設 備	午 前	午 後	夜 間	単 価	使 用 料	
入場料	(1 人 円)	種目						
	使用料小計	使用料減免	差引使用料		既納額		差引額	
施設								
付帯								
使用料合計		円						

領 収 書

予約番号
年 月 日

様

円

として上記金額を領収しました。

板橋区出納員

使用料減免申請書

（あて先）板橋区長

下記の通り申請します。

予約番号

年 月 日		利用施設																					
利 用 者		利用者番号				利用者種別																	
		氏名（団体の場合は名称と代表者名）																					
		住所（団体の場合は所在地）				TEL																	
		電子メールアドレス																					
申 請 者																							
内 容																							
減免の理由		根拠規定																					
		備考																					
減免率		施設				付帯設備				減免額													
利 用 日 時				施 設 名 称				人 数		加 算 額		使 用 料											
基本使用料																							
利用日		施 設 名 称		付 帯 設 備		午 前		午 後		夜 間		単 価		使 用 料									
入場料		(1人 円)		種目																			
		使用料小計		使用料減免		差引使用料		既納額		差引額													
施設																							
付帯																							
使用料合計		円																					
本日、来所した方の署名				行事名や具体的な利用目的を記載してください。																			
住所 _____																							
氏名 _____																							
電話 _____																							
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																							
取扱者名：																							

還付請求書

予約番号

年 月 日

(あて先) 板橋区長

請 求 者

利用者(団体)名

住所

代表者氏名

電話

下記のとおり使用料の還付を請求します。

利用者番号		団体区分	
利用施設			
使用区分		減免区分	

請求内容				
利用取消年月日	利用取消施設及び付帯設備	還付対象額(円)	還付率(%)	還付額(円)
合計				
		還付額合計	円	

上記の請求について使用料を還付する。

還付理由 1. 使用取消のため ()
2. その他 ()

根拠規定および還付率(%)	
---------------	--

登録番号

様

適格請求書

予約番号

年 月 日	利用施設			
利 用 者	利用者番号		利用者種別	
内 容				
利 用 日 時		施 設 名 称		使 用 料

付帯設備	利 用 日 時		施 設 名 称		使 用 料
入場料	無（1人	円）	種目		
使 用 料 小 計					
施設					
付帯					
使 用 料 合 計					

適 格 請 求 書

東京都板橋区

登録番号：
発行日：

様

件名：
年度：
会計：
管理番号： —

合計金額		¥0	
10%対象金額：	¥0	消費税：	¥0
8%対象金額：	¥0	消費税：	¥0

明 細 内 訳						
No.	取引日	品名	単価	税区分	数量	税率
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

問合せ先:

TEL :